

学校薬剤師活用法

学校薬剤師は、学校保健安全法の定めるところにより、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校に至るまで、大学を除く国立・公立・私立の学校すべてに、委任委嘱されています。

主な業務内容は、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生検査ですが、特に、薬物乱用防止教室、喫煙・飲酒防止教室、アンチ・ドーピング啓発活動、感染症への対応及び手洗い・うがい指導、食物アレルギー講習会等行っております。

**特に社会問題になって
いるオーバードーズ・大**



**ダメ・ゼッタイダメ！で
はない薬物乱用防止教**

くすいの正しい使い方

学校薬剤師に依頼してみませんか！！

ご依頼、ご相談は、担当学校薬剤師にお話し下さい。

千葉県学校薬剤師会